最終更新日：2017年6月21日

伊藤忠食品株式会社
代表取締役　社長執行役員　髙垣　晴雄
問合せ先：経営企画本部03-5411-8512
証券コード：2692
http://itochu-shokuhin.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスにおける重要な点は「経営の透明性」と「経営陣幹部の責任の明確化」にあると考えており、そのため取締役については、任期を1年にするとともに、複数の社外取締役を選任しております。また、取締役の職務の執行を厳正に監査するため、監査役については、その半数以上を社外監査役とするとともに、内2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
＜政策保有に関する方針＞
当社及び当社グループ会社は、中長期的な視点から、相互に成長が見込まれる取引先との関係維持・強化のための手段の一つとして、販売先や仕入先などの株式を取得・保有することがあります。
株式を取得した場合は、その株式毎に主管部署を定め、営業取引や配当などによる投資効率を総合的に勘案した「一般投資基準」への適合状況や、投資先企業との取引状況などから、その保有意義を定期的に確認し、毎年一回経営会議にて審議の上、取締役会へ報告することとしています。
なお、保有意義が乏しいと判断される株式については売却方針とし、取引関係や市場影響等に配慮しつつ売却を行います。

＜議決権行使の考え方＞
当社及び当社グループ会社は、株式毎に定めた主管部署が当該企業の経営状況を定量・定性面で確認し、その議案が当該企業及び当社の企業価値向上、また株主価値向上につながるかどうかを検討したうえで議決権を行使しております。

【原則1－7】
当社は、取締役、取締役が実質的に支配する法人ならびに主要株主等との取引について、取締役会規程、職務権限責任規程や内部統制システム構築の基本方針等に基づき、取引の規模、重要性及び影響度合い等に応じて必要な審議及び決裁を経て実行しております。なお、これらの取引価格・条件については、市場の実勢を参考に協議の上、一般的な取引先との間における取引価格・条件に準じて決定しております。
その内容については、監査部門が定期的に監査するとともに、監査役が常時閲覧可能な体制としております。取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の決議を受けて実施するとともに、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、決議することとしております。

【原則3－1】
(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社における企業理念、経営ビジョンは、当社ホームページ(http:www.itochu-shokuhin.co.jp/)にて公表しております。また、中期経営計画については適時開示を行っております。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、以下の通りです。

・基本的な考え方
コーポレート・ガバナンスにおける重要な点は「経営の透明性」と「経営陣幹部の責任の明確化」にあると考えており、そのため取締役については、任期を1年にするとともに、複数の社外取締役を選任しております。また、取締役の職務の執行を厳正に監査するため、監査役については、その半数以上を社外監査役とするとともに、内2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ております。

・基本方針
1．株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の権利の実質的確保ならびに実質的な平等性を確保するため、法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則を遵守するとともに、速やかに情報開示を行います。
2．株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、当社企業理念・社是を社業の軸に据え、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3．適切な情報開示と透明性の確保
当社は、財務情報はもとより、経営戦略ならびに経営課題、ガバナンスなどの非財務情報についても積極的に、かつわかりやすい説明を行うため、有用性の高い情報提供に取り組みます。
4．取締役会等の責務
当社は、取締役会にて、企業戦略等の方向性を定めるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する中長期経営計画を策定し、その実現に努めます。

5. 株主との対話
当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現するには、株主及びその他のステークホルダーとの建設的な対話を行うことが重要と認識しており、IR体制を整備するとともに、当社の経営戦略を理解頂くため、情報開示に努めます。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
・報酬を決定するに当たっての方針
当社の取締役の報酬等は、固定額報酬と業績連動報酬で構成されており、監査役報酬は、固定額報酬のみとしております。
取締役の報酬等の額は、平成29年6月21日開催の定時株主総会において決議された報酬額の範囲内において、その職位に応じて決定しております。その報酬額は、年額400百万円以内(うち、社外取締役分については20百万円以内)としております。
監査役の報酬等の額は、平成21年12月18日開催の定時株主総会において決議された報酬額の範囲内において決定しております。その報酬額は、年額40百万円以内としております。

・上記方針にかかる手続き
以上を踏まえて、取締役会にて具体的金額は社長に一任する旨の決議を経て社長が決定しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続
・選任・指名を行うに当たっての方針
経営陣幹部の選任、取締役候補指名については、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各部門をカバーできるようバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。
また、監査役候補指名については、法務・財務・会計に関する知見、当社卸売事業に関する知識などのバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。

・上記方針にかかる手続き
これらの方針に基づき、社長が経営陣幹部選任等を立案し、取締役会での審議を経て、決定しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
個々の選任理由については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会規程を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めています。また、職務権限責任規程を別途定め、取締役会、経営会議等の意思決定機関において、審議、決裁及び業務執行に関する権限等を明確に定めております。

取締役会にて審議を必要としている主な案件としては、次のものがあります。
・年度予算ならびに中期経営計画の承認
・重要な財産の処分及び譲受、借財ならびに融資
・部格以上の組織変更ならびに本部長以上の使用人の選解任
・新株発行などの重要な資本政策に関する事項

【原則4－8】
当社は現在、独立社外取締役を2名選任しております。なお、独立社外取締役の選任にあたっては、当社取締役による事業の状況及び対処すべき課題等の説明により、独立社外取締役への就任前後で情報ギャップが発生しないよう適切な配慮を行うとともに、必要に応じて選任後に責任限定契約を締結することにより、有用な人材を確保しております。

【原則4－9】
社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されることを基準としております。
また、独立社外取締役の選任については、会社法上の要件に加え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4－11－1】
取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、社外取締役については、幅広い知識と豊富な経験、また、企業財務・会計等に関する専門的な知見などを考慮して選出しております。また、取締役(社外を除く)については、事業環境や当社の特性などを深く理解し、直面する課題等に適切に対応するための経験、知識及び専門性等を総合的に考慮して選出しています。なお、取締役の人数は、社内・社外を合わせて12名以内としております。

【補充原則4－11－2】
取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保しております。また、他の上場会社の役員を兼務する場合には、合理的な範囲に留めております。なお、他の上場会社の役員の兼務を含む重要な兼職の状況については、株主総会招集通知ならびに有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4－11－3】
当社は、平成28年度に開催した取締役会が実効的に運営されているかを評価するため、取締役ならびに監査役を対象に、取締役会の責務・役割・運営等に関するアンケート(無記名方式)を実施し、その結果ならびに今後の対応について取締役会へ報告いたしました。その概要は以下の通りであります。

＜取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要＞
取締役会の体制(メンバー構成)や運営については概ね適切であり、また、社外取締役及び社外監査役より、議案について充分な検討がなされ、それらの意見は取締役会の決議及び取締役・執行役員の業務執行に反映されております。
以上のことから、全体として当社の取締役会の実効性は確保されているものと判断いたしました。一方で取締役会における議論について更なる深化が必要であること、また、社外取締役に対する情報提供の機会に改善の余地があることなどの意見がありましたので、これらを踏まえ、引き続き当社に最適な取締役会の在り方について検討してまいります。

【補充原則4－14－2】
取締役ならびに監査役が期待される役割を十分に発揮することを可能にするため、コーポレートガバナンスやコンプライアンスなどをテーマにした研修を定期的に実施するほか、各取締役ならびに各監査役に応じた社内外の研修・講習会・交流会に参加する機会を適宜提供しております。
また、社外役員に対しては、当社グループをより深く理解頂くため、事業内容、財務内容及び組織体系等を適宜説明するとともに関連資料等を適切に提供しております。

【原則5－1】
当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下の通りです。

(i)株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
株主との対話は、経営企画本部の担当役員が統括し、申し込みに対しては積極的な対応を心掛けております。

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
対話を補助する社内の関連部署(経営企画本部・人事総務部など)は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、連携を取りながら業務を遂行しております。

(iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
個別面談以外の対話の手段として、社長によるアナリスト向け決算説明会を開催するとともに、決算説明資料を当社ホームページに掲載し、開示しております。また、機関投資家に対しては、個別訪問・スモールミーティング等にて対応しております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて関係者へフィードバックを行い、情報の共有・活用を図っております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しております。また、対話に際してのインサイダー情報管理について、「内部情報の管理と内部者取引の防止に関する規程」をはじめとした諸規程により定め、適切に運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	6,620,316	50.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)	815,000	6.25
味の素株式会社	339,129	2.60
アサヒビール株式会社	296,500	2.27
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	249,300	1.91
伊藤忠食品　従業員持株会	148,200	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	88,100	0.67
はごろもフーズ株式会社	87,100	0.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	86,000	0.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	74,600	0.57

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	伊藤忠商事株式会社 （上場:東京）（コード） 8001

補足説明

※1　平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしております。
※2　当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、グループ会社による間接所有を合わせ、当社の議決権の52.3%を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社との取引につきましては、主に当社の販売する商品の仕入れがありますが、商品の仕入れについての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の52.2%を保有しており（平成29年３月31日現在）、当社は同社の連結子会社となっております。当社は伊藤忠商事株式会社の食品流通の中核を担っており、中間流通業としての機能分担と相互協力を行うことでグループ全体の企業価値向上に努めております。
当社の経営は、親会社の指示や承認にもとづいて行うのではなく、取締役会で決定された基本方針の下、業務執行に関する重要事項を経営会議等で独自に意思決定して業務執行しております。また、当社の営業取引に占める親会社への依存度は低く、そのほとんどは一般企業との取引となっており、親会社からの独立性は確保されています。また、当社には親会社との兼任役員３名（内、監査役２名）、親会社からの出向による役員３名が就任しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川村　博	公認会計士											
橋本　健	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村　博	○	昭和46年11月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和50年10月　公認会計士登録 平成5年6月　同法人代表社員 平成23年2月　同法人退所 平成23年6月　公益財団法人塩事業センター研究開発評価委員 平成27年6月　当社取締役（現任）	直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士の資格を持ち、企業財務及び会計に関する豊富な専門知識と経験を有しております。また、平成27年6月以降は当社の取締役として、取締役会の適正な意思決定に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役に選任しております。 当社と同氏との間に取引関係、利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

橋本　健	○	昭和49年４月　花王石鹸株式会社（現花王株式会社）入社 平成11年11月　同社化成品事業部長 平成18年３月　同社購買部門統括 平成20年６月　同社取締役執行役員 平成24年６月　同社取締役常務執行役員会計財務部門担当（兼）情報システム部門担当 平成25年３月　同社購買部門担当 平成26年８月　株式会社吉川国工業所顧問（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	花王株式会社で要職を歴任し、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識等を有しております。また、平成28年６月以降は当社の取締役として、コーポレートガバナンスの向上に資する助言ならびに監督等の職務を適切に遂行しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、同氏を取締役に選任しております。同氏は現在、株式会社吉川国工業所の顧問であります。当社と同氏との間に取引関係、利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・監査役会は監査の質的向上および効率化ならびにコーポレート・ガバナンスの充実・強化への寄与を目的として、会計監査人との間で相互の監査計画・監査の実施状況および結果その他監査上の重要事項について積極的に情報交換を行うなど連携強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
姫野　彰	他の会社の出身者			△							△			
増岡　研介	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
姫野　彰	○	―――	伊藤忠商事株式会社出身であり、同社監査部での経験と幅広い見識から当社の経営を監査いただくため選任しております。 また、同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。
増岡　研介	○	―――	弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、法律の専門家としての客観的かつ中立的な立場から、経営の監視ならびに適切な助言をいただいております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、選任しております。 また、同氏と当社との間に人的関係および資本関係はありませんが、顧問弁護士として契約し顧問料を支払っております。 顧問料は当社への経済的依存度が生じるほど多額ではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員として適切であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては業績等を勘案のうえ決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬の内容は次のとおりであります。

区分	支給人員	報酬の総額	基本報酬	賞与
取締役 (社外取締役を除く)	7名	223百万円	157百万円	66百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	8百万円	8百万円	―
社外役員	4名	31百万円	31百万円	―
合計	13名	263百万円	196百万円	66百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等は、固定額報酬と業績連動報酬で構成されており、監査役報酬は、固定額報酬のみとしております。
取締役の報酬等の額は、平成29年6月21日開催の定時株主総会において決議された報酬額の範囲内において、その職位に応じて決定しております。その報酬額は、年額400百万円以内(うち、社外取締役分については20百万円以内)としております。
監査役の報酬等の額は、平成21年12月18日開催の定時株主総会において決議された報酬額の範囲内において決定しております。その報酬額は、年額40百万円以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役を補佐する担当セクションは設けておりませんが、情報伝達は経営企画部を窓口と定め、必要の都度交信しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・当社は、監査役制度を採用しております。
・取締役会は11名の取締役で構成し、法令および定款に定める事項ならびにその他重要な事項を決議するとともに、取締役の業務執行を監督しております。
・取締役は、取締役会で決定した役割にもとづき、法令、定款、取締役会決議および職務権限責任規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。また、社外取締役を選任し、独立・公正な立場から業務執行を監督することにより、経営の監督機能の強化を図っております。
・当社は、経営の重要事項に関する決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化と経営陣の責任の明確化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は13名で内7名は取締役を兼務しております。
・執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示の下、法令、定款、取締役会決議および職務権限責任規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
・社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針にもとづき、会社の全般的経営方針および経営に関する重要事項を適切かつ機動的に協議・決定しております。
・監査役会は4名の監査役で構成し、2名が独立社外監査役となっており、取締役会、経営会議などの重要会議への出席を含め、取締役の業務執行の適正性について監視・監査を実施しております。
・当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用し、社外監査役を含めた監査役は独立かつ客観的な立場から経営監視を行っております。監査役は、取締役会、経営会議などの重要会議へ出席し、取締役及び執行役員の業務執行について監督・監視を行っております。また、監査役、監査役会は会計監査人と相互の監査計画・監査の実施状況および結果その他の重要事項について、定期的に意見の交換を行なうとともに、監査部とも監査計画および内部監査結果の報告を受けるなど連携強化を図っております。
以上の経営体制により適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え当体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日よりも早い日程で株主総会を設定しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成25年6月総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
その他	株主総会ではスクリーン等を使用しビジュアル化してわかりやすく説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けには年2回、第2四半期決算発表後および期末決算発表後に説明会を実施しております。また機関投資家についても決算発表後に個別訪問、スモールミーティング等を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家に対しては、来日した際の個別取材や、海外からの電話取材での対応を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR情報（http://itochu-shokuhin.com/ir/）には代表者のメッセージ、IRニュース、決算短信、報告書、説明会資料等掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部経営企画部IR広報チーム	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社是」、「企業理念」、「企業行動基準」
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は環境方針の下、企業活動に係る環境保全活動を継続的に実施いたします。 また、社会貢献活動として、以下の活動を実施しており、これらの活動はCSR報告書の作成とホームページでも公開しております。 ・認定NPO法人国連WFP協会の評議員となり、WFPの活動を支援 ・商業高校の教育支援 ・当社の展示会に出展いただいたメーカー様に協力を呼びかけ、展示商品の一部をご提供いただき、フードバンク活動を行うNPO法人（セカンドハーベストジャパン、セカンドハーベスト名古屋、フードバンク関西）にそれぞれ寄贈
その他	長年培われてまいりました当社の「社是（当社は堅実を旨とし、驕ることなく、常に誠実をもって取引先に接し、信義を重んじ、和の精神に則り、社業の発展にたゆまざる努力をすること）」と「企業理念（常に時代の変化と要請を先取りし、健康で豊かな食生活創りを通じて消費者と社会に貢献すること）」を再認識し、中間流通業としての社会的責任を果たすとともに企業価値を高め、すべてのステークホルダーに信頼される企業となれるよう努力してまいる所存です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制を以下のとおり整備しております。以下、平成18年5月15日の取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」の概要を記載します。（平成29年5月1日付で一部改訂を行っております。）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会は、法令・定款・株主総会決議・取締役会規程及び「社是」・「企業理念」・「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
（2）取締役及び使用人は、取締役会が決定した役割と職務範囲において法令、定款、取締役会決議及び「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程に従い、当社の職務を執行する。
（3）コンプライアンス委員会、独占禁止法分科会、モニタリングチーム、コンプライアンス責任者会議、ISCグループコンプライアンス連絡会を設置するとともに、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努める。
（4）取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく監査役及び取締役会に報告するものとする。
（5）法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての通報体制として、コンプライアンス担当役員、弁護士及び外部通報窓口を情報受領者とする内部通報システムを整備し、伊藤忠食品グループ内部情報提供制度（ホットライン）規程に基づきその運用を行うこととする。また、通報したものに対し、当該通報をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わない。
（6）社長直轄の監査部を設置し、監査部は内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況や業務遂行の手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役にその結果を報告する。また、判明した指摘・提言事項の改善状況については適時フォローアップ監査を実施する。
（7）監査役はコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係わる情報については、株主総会議事録・取締役会議事録等法定文書のほか重要情報の記載ある文書等（電磁的記録を含む）について各種情報の漏洩を防止するために、「文書管理規程」、「情報管理規程」、「ITセキュリティ管理規則」、「個人情報管理規程」等情報管理に関する規程類の定めるところに従い、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
（2）適時開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い、適時に正確かつ十分に開示することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、重大なリスクである信用リスクについては「与信管理規程」に従い担当専門部署にて取引限度額の設定や不良債権の防止策の検討を行うとともに、投資リスクについては「一般投資管理規程」に従い関連部署からなる「投資委員会」にて討議・審査を行うこと等、必要なリスク管理体制の整備と強化を図ることとする。
（2）安心、安全な商品の安定供給という社会的責任を果たすため、食品安全管理の対応については、品質保証部を設置し、「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、商品表示の調査・確認、商品事故の予防策及び対応策に対する十分性の評価等、品質管理体制の整備と運用を図るものとする。
（3）地震・洪水・火災等の災害リスク、当社取扱い商品に対するクレーム・リスク及び当社に関する風評リスク等については「危機管理マニュアル」を定めリスクの発生に備え、管理するものとする。災害等の不測の事態に対応するため、CSR委員会の傘下にBCM分科会を設置し、不測の事態が発生した場合には当分科会が構築した地震等のための事業継続計画（BCP）に基づく体制に従い、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）職務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議・決定する。
（2）取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役（非常勤取締役を除く）、常勤監査役、執行役員及び本部長が出席する経営会議を原則毎月2回、本部長連絡会を原則毎月1回開催し、また、各種社内委員会を設置・開催することで、職務執行に関する基本的事項や本部経営課題について討議し、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。
（3）取締役会の決定に基づく職務執行については、「業務分掌規程」「職務権限責任規程」その他社内規程において、各役職者の権限及び責任と執行手続きの詳細を定めることとする。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）内部統制部を設置し、財務報告の信頼性の確保をするために内部統制の整備と運用を図るものとする。
（2）子会社の経営管理については、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「グループ会社経営管理規程」その他社内規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理と指導を行うとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。
（3）定期的にグループコンプライアンス連絡会を開催するとともに「伊藤忠食品グループコンプライアンスマニュアル」に従い、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。
（4）当社は、子会社での業務の適正を確保するため、子会社において構築した内部統制システムの運用状況について、毎期確認を行うこととする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）監査役は、当社の使用人から補助使用人を任命することを求めることができるものとする。補助使用人の人事評価は監査役が行い、その人事異動については監査役会の意見を聴取した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや、法令違反もしくは定款に違反する事実が判明あるいはそのおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役に報告したものに対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取扱いを行わない。
（2）監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため取締役会のほかその他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、監査部及び内部統制部との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果及び内部統制評価について協議または意見交換をするなど、密接な情報交換を行い連携を図る。
（2）監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等より監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた体制＞
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
反社会的勢力排除のための基本理念である「反社会的勢力排除の基本方針」及び反社会的勢力との商取引・金融取引を含めた一切の関係を遮断するために必要となる事項について定めた「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力による被害を防止するために対応を総括する部署を設置いたしました。
また、反社会的勢力による被害を防止し、関係を遮断するための措置として、新規の契約締結にあたり反社会的勢力排除条項の導入を徹底し、既存契約においても適切な検証のもと、反社会的勢力排除条項を含む契約への改定または「反社会的勢力排除に関する覚書」の締結を実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示の担当部署
当社は、投資者に会社情報の適時適切な提供を行うため、社内規程に従って以下の通り開示すべき情報を取扱いいたします。
・情報管理総括責任者は社長といたします。
・情報の管理責任者は当該主管の各本部長およびその他情報管理総括責任者が指定した者といたします。
・重要事実などに該当するかの判断は、情報管理責任者が「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に基づき関連部署と協議のうえ行います。
・会社情報の適時開示は情報取扱責任者である経営企画本部が行います。

2. 適時開示に係る社内体制
当社および当社グループに関する重要事実等が発生した場合、情報管理責任者は速やかに情報管理総括責任者に報告し、取締役会（経営会議）の承認後、情報開示窓口である情報取扱責任者が東京証券取引所等に適時開示いたします。

【参考資料：模式図】

＜内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞

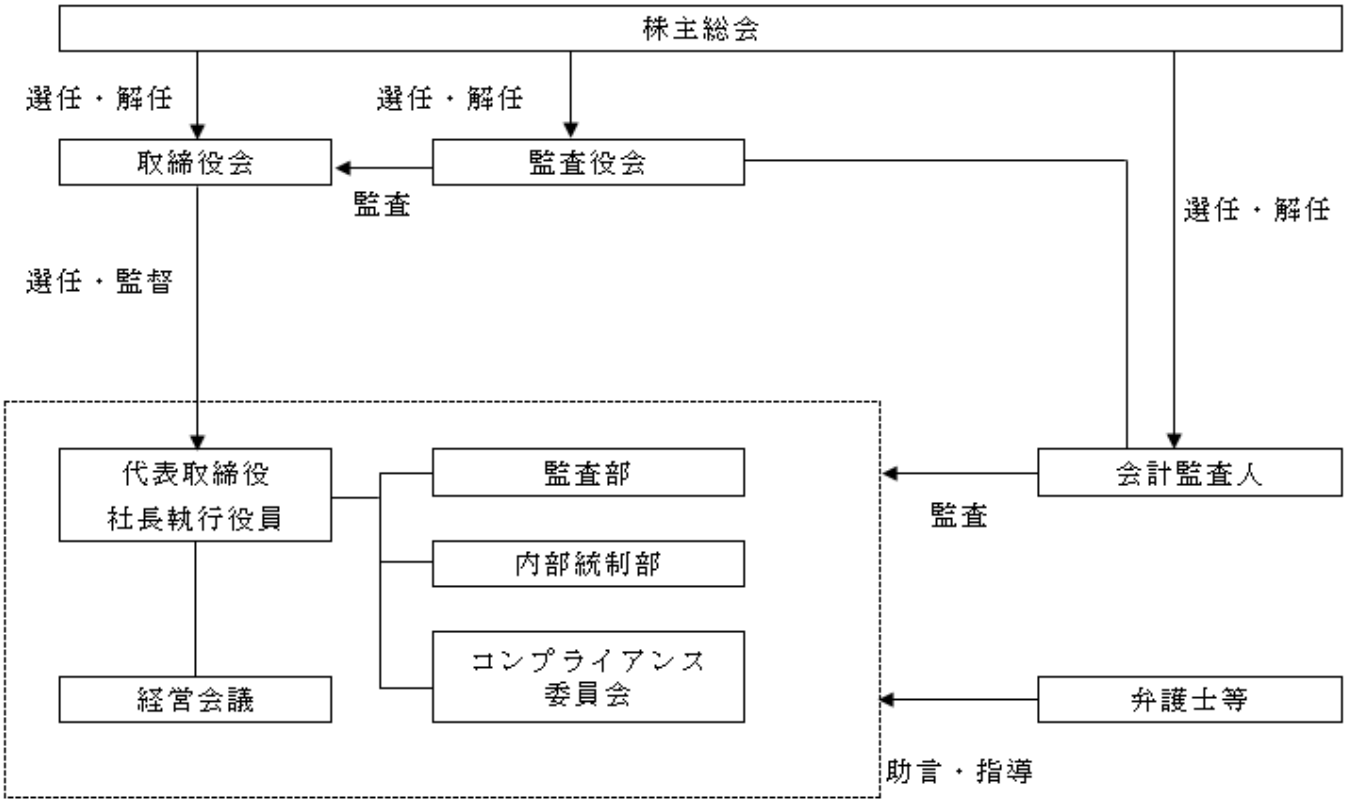

【参考資料：模式図】

＜適時開示体制の概要（模式図）＞

